

# WAKATTE

# 50万円

# 50万円

# 50万円

WAKATTE  
若手  
若手の力を  
発揮できる企画

WAKATTE  
若者が提案  
若者が自ら  
考える企画

WAKATTE  
分かって  
若者の気持ちが  
伝わる企画

WAKATTE  
わく<sup>2</sup>あって  
わくわくが  
いっぱいある企画

WAKATTE  
若者の勝手  
若者の勝手気ままを  
活かす企画

WAKATTE  
若者をかって  
若者の実力を  
売り込む企画

# 令和4年度 若者によるまちづくり提案事業 募集要項

## 1 目的

若者が自らの強みや意欲を生かした社会参加※企画を提案し、多様で多世代の人と関わりながら実現することによって、思考力や判断力等の生き抜く力を育み、地域社会の担い手として成長する。※地域や社会との交流の機会や活動。

## 2 内容

まちと関わる社会参加企画の提案を若者団体から募集し、審査を行った上で採択して実現する。

## 3 対象団体

- ①主なメンバーが市内在住・在勤・在学の18歳～29歳で構成されている団体。
- ②主なメンバーが18歳～29歳で構成され、豊田市内での活動経験がある団体。

## 4 対象企画条件

- ①まちと関わる社会参加企画（例：まちが元気になるイベントや、まちのよさが多くの人に伝わる取組等）。
- ②令和5年3月15日（水）までに実施すること。※実績報告書の提出を含む。
- ③企画の財源に、豊田市や豊田市外郭団体による他制度で助成を受けていないこと。
- ④営利を目的とした企画でないこと。
- ⑤政治的または宗教的な企画でないこと。

## 5 委託費について

採択された団体は、公益財団法人豊田市文化振興財団と委託契約を結んだ上で企画を実施する。

- ①上限金額は50万円とする。
- ②対象企画事業を実施するために直接必要と認められる費用であること。  
※対象費用等の詳細については最終頁に記載。
- ③委託費用の支払いは委託契約後、複数払いとする。
- ④企画終了後、費用に関する領収書を確認し、余剰がある場合は返金精算を行う。

## 6 本事業スケジュール

日程	内容	備考
5月1日（日）～6月8日（水）	募集期間	
6月9日（木）～6月18日（土）	1次審査	書類による審査
6月19日（日）	1次審査結果通知	
6月26日（日）午後2時～午後4時	2次審査	プレゼンテーションによる審査 会場：青少年センター
7月3日（日）	2次審査結果通知	
7月4日（月）～3月15日（水）	企画実施期間	実績報告書提出含む

## 7 応募について

「応募方法」提出書類の様式を青少年センターホームページよりダウンロードし、メールまたは青少年センターへ持参または郵送。  
郵送の場合は応募期限日までに必着。

「提出書類」(1) 事業申請書 (2) 収支予算書 (3) 事業アピールシート  
(4) スケジュール (5) 名簿 (6) その他 PR 資料 (任意)  
※提出書類の言語は日本語で記載すること。

「応募締切」令和4年6月8日(水)

## 8 審査について

「審査方法」書類1次審査、プレゼン2次審査により、1企画を採択する。

「審査内容」審査員により次の項目(各5段階評価)により審査を行う。

### 1 事業目的

- ①若者特性 若者団体の強みや意欲等の特性を活かしているか。
- ②交流成長 多様で多世代の人と関わりながら実現することによって、思考力や判断力等の生き抜く力を育めるか。
- ③他者影響 ほかの若者が、同世代が企画実現に取り組む姿に影響を受けて、社会参加意欲が高まるか。

### 2 企画内容

- ④企画実現 企画の実現に必要な知識、技術、体制等があり、効率よく事業を実施できるか。
- ⑤企画効果 企画自体の効果や成果が具体的に得られるか。

## 9 企画実施について

- ①企画は7月4日(月)以降に実施し、令和5年3月15日(水)までに実績報告書を提出すること。
- ②企画実施に関する活動記録を残し、進捗状況を月毎に報告すること。
- ③2次審査結果通知後、企画内容を一部変更したい場合は、すみやかに青少年センターまで連絡すること。

## 10 実績報告書について

企画終了後30日以内、または令和5年3月15日(水)のいずれか早い日までに実績報告書等必要書類を青少年センターに提出すること。

「提出書類」(1) 実績報告書 (2) 収支決算書 (3) 支出簿 (4) 領収書

## 11 主催

公益財団法人豊田市文化振興財団・豊田市  
主管：豊田市青少年センター

**【対象委託費用等について】**

※対象委託費用の支払いについて、すべてに領収書等が必要です。

科 目	説 明	認められないもの
報償費	<b>講演等に対する謝礼</b> ・講師料や出演料	・団体構成員が講師や出演者となる場合の謝礼
旅費	<b>事業のための移動に関わる経費</b> ・団体が本来の活動場所以外で活動を行う場合の交通費 「算出方法」 公共交通機関を利用する場合 = 実費 自家用車を使用する場合 = 30 円/km	
消耗品費	<b>事務用品等の使用することで劣化しやすいもの等を購入するための経費</b>	・ユニフォーム代 ・行事の賞品、参加賞
燃料費	<b>工具、器具の燃料に対する経費</b>	
食糧費	<b>お茶等の飲物を購入する経費</b>	・団体構成員の飲物代
印刷製本費	<b>パンフレットや写真の現像・焼付等の印刷及び製本を依頼するための経費</b> ・コピー代、ちらし印刷代等	
修繕費	<b>工具、器具の本体の現状復旧を目的とする修繕の経費</b>	・バージョンアップを含む交換等の費用
賄材料費	<b>調理を必要とする食材等を購入するための経費</b>	・団体構成員用の材料費
通信運搬費	<b>郵便料金（切手等）及び物品の運搬に関わる経費</b>	
手数料	<b>サービスの提供に関わる経費</b> ・音響及び照明オペレーター、廃棄物処理費等	・特別な知識、技術を必要としない作業依頼
保険料	<b>ボランティア保険、レクリエーション保険等の経費</b>	
使用料	<b>会場使用料、バス、有料駐車場、有料道路、入場料、機械等の借上及び物品等を使用する経費</b>	・団体構成員所有の物品を使用する場合の費用
原材料費	<b>工作、作業等のために必要な材料及び物品を購入するための経費</b> ・砂、木材、塗料、ブロック等	

**【対象委託費用とならないもの】**

- ・団体の経常的な活動に要する経費

※その他判断に困るものについては、青少年センターまでご相談ください。

**【問合せ】** 豊田市青少年センター（月曜休館、但し月曜祝日の場合は開館）  
〒471-0034 豊田市小坂本町 1 - 2 5 豊田産業文化センター1 階  
電話 0565-32-6296 メール youth@hm2.aitai.ne.jp  
ホームページ <https://youth-toyota.com/>